

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 TEL 974-3111
総合案内 FAX 973-9819

健康・子育て

市民ひろの健康相談について

健康支援課

☎ 973-33209

さまざまな悩みでストレスをかかえている方が対象です。

※臨床心理士によるカウンセリング

※毎月第4火曜日（公休日除く）

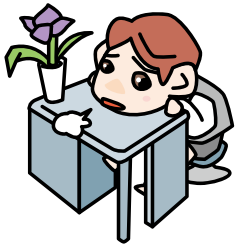
【とき】 4月26日（火）

午前9時～午前11時

【いこい】 健康福祉センターうるみん

3階相談室

※お電話や来所での予約が必要です。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。



子育て教育相談

児童家庭課

☎ 973-4983

児童の健全な発達と子育て等の悩みに対し、高度な専門的技術・経験を有する臨床心理士が子育て教育相談カウンセラーとして相談業務を行います。

【相談日】 毎月第3金曜日

【ところ】

偶数月：児童家庭課（本庁2階）

奇数月：石川保健相談センター

【相談時間】 午後1時～午後5時

1人60分程度、先着4人まで

相談は無料です。

相談については秘密を守ります。

相談受付は、事前に電話・窓口での予約が必要です。

カウンセラーの先生の都合により、日程変更する場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ】

児童家庭課 家庭児童相談室

☎ 973-5041

特定健診・長寿健診・人間（脳）ドックが、4月以降順次スタートします

国民健康保険課

☎ 973-3177

40歳以上の国保被保険者及び長寿（後期高齢者）医療被保険者の皆様には、4月中に案内を送付しますので、ぜひ1年に1度の健診受診をお願いします。

特別児童扶養手当の支給について

児童家庭課

☎ 973-4983

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。ただし、所得制限等があります。

【手当の額】（4月分より改正あり）

●1級該当の児童1人につき

月額50,750円（平成22年度）

←

月額50,550円（平成23年度）

●2級該当の児童1人につき

月額33,800円（平成22年度）

←

月額33,670円（平成23年度）

特別障害者手当（20歳以上・障害児福祉手当）（20歳未満）について

障がい福祉課

☎ 973-5452

在宅の重度障害者（児）に対し、その著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害者（児）福祉の向上を図ることを目的としています。

【手当の額】（4月より改正あり）

●特別障害者手当

月額26,440円（平成22年度）

←

月額26,340円（平成23年度）

●障害児福祉手当

月額14,380円（平成22年度）

←

月額14,330円（平成23年度）

●福祉手当（経過措置）

月額14,380円（平成22年度）

←

月額14,330円（平成23年度）

※現在受給中の方も、平成23年4月から手当額が変更となりますのでお知らせいたします。

お知らせ

平成23・24年度入札参加資格審査申請追加受付について

管財課

☎ 973-53373

平成23・24年度における「うるま市庁舎等警備業務及び清掃業務等」「うるま市が発注する物品の買入れ及び製造等」の入札参加資格審査申請について追加受付を行います。

【提出要領の配布・受付期間】

平成23年4月1日～

平成24年12月21日

（土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時）

【配布・受付場所】 管財課（本庁3階）

【対象】 うるま市に本社を有する会社

※申請書は必ず持参してください。

郵送による受付は行いません。